

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

| 分類 | 指摘内容 | 根拠法令 | 指摘数 |
|-----------|--|---|-----|
| サービス計画の作成 | 指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、各サービス計画の原案を作成していなかった。 | 都条例第155号第10条第2項、障発1206001通知第三の3(16)(居宅介護) 都条例第155号第43条第1項準用(第10条第2項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16))(重度訪問介護) 都条例第155号第43条第2項準用(第10条第2項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16))(同行援護・行動援護) | 3 |
| | 各サービス計画の目標や内容等について評価を行った記録がなかった。 | 都条例第155号第10条第2項、障発1206001通知第三の3(16)①(居宅介護) 都条例第155号第43条第1項準用(第10条第4項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)①)(重度訪問介護) 都条例第155号第43条第2項準用(第10条第4項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)①)(同行援護・行動援護) | 3 |
| | 各サービス計画作成時にアセスメントが行われていない事例や、各サービス計画作成後にアセスメントが行われている事例があった。 | 都条例第155号第10条第2項、障発1206001通知第三の3(16)②(居宅介護) 都条例第155号第43条第1項準用(第10条第2項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)②)(重度訪問介護) 都条例第155号第43条第2項準用(第10条第2項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)②)(同行援護・行動援護) | 3 |
| | 利用者及びその同居家族へ内容等の説明、同意、交付の時期が遅れている事例があった。 | 都条例第155号第10条第3項、障発1206001通知第三の3(16)③(居宅介護) 都条例第155号第43条第1項準用(第10条第3項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)③)(重度訪問介護) 都条例第155号第43条第2項準用(第10条第3項)、障発1206001通知第三の3(30)準用(第三の3(16)③)(同行援護・行動援護) | 3 |